

# 大学と軍事研究事例（1）

## 事例 1：東京工業大学

- 2019年2月「**軍事的安全保障研究に関する基本方針**」（役員決定）
  - 国内外の軍事や防衛を所掌する公的機関からの資金提供に基づく研究は実施しない
    - ただし、補助金等による実施する研究で（中略）明白に民生目的であること、並びに研究の自由および研究成果の公開が確実に担保されることが認められた場合については、そのかぎりではない。
  - 研究経費の出所によらず、研究成果が軍事的に利用される可能性が極めて高いと考えられる研究は、審査委員会においてその実施の是非を決定する。

<https://www.titech.ac.jp/0/pdf/82-gunjij-54d7wbr.pdf>

## 事例 2：京都大学

- 2018年3月「**京都大学における軍事研究に関する基本方針**」
  - 本学への貢献を別な場にとおける人にとりあつて、研究の活動を幸福の活動とする。これは、平和を脅かすこと、社会を不安定にする行為を指す。本学への貢献を別な場にとおける人にとりあつて、研究の活動を幸福の活動とする。これは、平和を脅かすこと、社会を不安定にする行為を指す。

# 大学と軍事研究事例（2）

## 事例3：法政大学

- 2016「**憲章**」「**指針**」を公表
  - 2. 軍事研究や人権抑圧等人類の福祉に反する活動は、これを行わない
- 2017年『**安全保障技術研究推進制度**』への応募は、**当分の間認めないこととする**。
  - 防衛省や米軍など国内外の軍事や安全保障にかかわる機関から資金提供の申し出を受けた場合、応募の可否等について常務理事会にて判断することとする
- 田中優子総長：「**人命の収奪と人権の抑圧をもたらす道具やその稼働システム、および、人命の収奪と人権抑圧の最たるかたちである戦争を目的とした武器等の研究・開発は、本学が使命とする持続可能な地球社会の構築の対極にあり、これに関与するのは、本学の存立基盤をゆるがす**

## 事例4：長崎大学の見解（2017）

- 長崎大学は「**地球の平和を支える科学を想像することによって、社会の調和的発展に貢献すること**」を理念とする
- 研究行動規範：「**本学の研究者は、自らので、研究の成果が、研究者の自らの意図に反らざることを前提として、研究の進め方を、研究の進め方に適した方法で選択する**」
- 長崎大学共同研究規程第3条：「**大学の社会的使命に照らし、軍事等への寄与を目的とする研究は受け入れの対象としない**」
- 平成29年度安全保障技術研究推進制度による公募への応募についても、引き続き応募を希望する。（大学として契約を締結しない方針）。

# 大学における軍民両用技術研究：5つの要件

1. 基本条件：自律性・透明性・公開性
2. 国際条約や国際規範の重要性
3. 大学や学界の自主規制の在り方
4. 研究者の社会的責任：責任ある研究とは
5. 社会の監視機能